

子育て支援ヘルパー派遣事業 ご利用にあたってのお願い

【この事業について】

この事業は、妊娠・子育ての大変な中、家族などのサポートが得られず、日中一人で家事・育児等をしなければならない家庭に対して、少しでも負担を減らすことが出来るようヘルパーさんがお手伝いをする事業です。

制度の趣旨をご理解いただき、ルールを守ってご利用いただけますようお願いいたします。

※利用者の仕事（在宅ワーク等）の支援は対象外です。

※保護者の方が不在の場合は対象外です。（保護者とお子さんが一緒にいる状態が対象です。）

【サービス内容について】

日常的に行う必要がある家の中での簡単な家事・育児が対象です。

大掃除等の一時的なものは対象外です。

下記の例を参考に、依頼したい内容を事業者にお伝えください。

家事援助	出来ること（例）	出来ないこと（例）
居室等の掃除、 整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> 居室等の軽易な掃除、整理整頓 新聞、雑誌等の軽易な片づけ トイレ、風呂、洗面所の軽易な掃除 玄関、ベランダの軽易な掃除 	<ul style="list-style-type: none"> 大掃除、換気扇、ガスコンロ、冷蔵庫、エアコン、排水口等の掃除 床のワックスがけ 浴室等のカビ取り 庭の手入れ（水やり、草取り、剪定等）
衣類の洗濯、 補修	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯機の操作 洗濯物を干す、たたむ おむつの洗濯（手洗い） 洗濯物のタンス等への片づけ アイロン掛け 裁縫（ボタン付け等） 	<ul style="list-style-type: none"> カーテン、カーペット等、日常洗濯するものではないもの セーター等の手洗い 大量のアイロンかけ
食事の準備 及び後片づけ	<ul style="list-style-type: none"> 調理（一般的なもの。同居家族分は日常的に利用者が担っている範囲まで。） 配膳、テーブル拭き 片づけ、皿洗い 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な手間をかけてつくるもの（正月料理等） 大量の作り置き <u>別世帯の家族分の調理</u> 来客の対応
生活必需品の 買い物	<ul style="list-style-type: none"> スーパー・コンビニなどでの食材・日用品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> 出産祝いのお返し等 大型のもの、家電製品等 大量の買い出し
関係機関との 連絡	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局、ポストへの郵便物の持込み 市役所への申請、届出 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関での振込、現金の引き出し等 税務署への申告
その他	<ul style="list-style-type: none"> 布団を干す シーツ交換 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の給油、洗車 家具等の組立て、取付け、修理、移動 ペットの世話 マッサージ等の施術的な行為 趣味的な活動の手伝い等

※調理、洗濯、掃除等、いずれも利用者のご自宅にある道具を使用して行います。

※公共交通機関の利用に要した実費は利用者の負担です。

※買い物や付き添いなどに要した実費は利用者の負担です。

育児援助	出来ること（例）	出来ないこと（例）
授乳	<ul style="list-style-type: none"> 湯沸かし・ポット等への移し替え 粉ミルク調合 ほ乳瓶の洗浄・煮沸・煮沸後の片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパーが一人で子どもの世話をすること 医療行為 こども園等への送迎 習い事のための送迎 病院の診察、予防接種等の付き添い
おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換 ベビー布団の用意、片づけ 	
もく浴介助 （入浴介助）	<ul style="list-style-type: none"> ベビーバスの用意・片づけ もく浴・洗浄 乳児のふき取り、服を着せる 	
適切な育児 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> エアコンの温度調節、窓あけ、カーテンによる室温調節 ベビー布団を干す 乳児の着替え 	

※公共交通機関の利用に要した実費は利用者の負担です。

【日程の変更及び中止について】

(1) 利用日程の変更及び中止を希望する場合は、利用日の3日前の17時までに派遣事業者に連絡し、日程調整をしてください。

なお、日程変更については、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 利用予定日の前日の17時を過ぎての日程の変更及び中止には、利用者負担額(キャンセル料)が生じます。次に定める利用者負担額を派遣事業者へ直接お支払いください。

※変更には、時間の変更も含まれます。

利用者の都合により日程変更及び中止した場合の利用者負担金（キャンセル料）	
派遣前日の17時までに事業者に連絡した場合	0円
派遣前日の17時から当日出発前までに連絡した場合	500円
派遣当日、出発前に連絡がなかった場合	1,000円

【利用のための手続きについて】

静岡市 各区役所

葵区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-221-1096

駿河区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-287-8675

清水区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-354-2429

【制度について】

静岡市 子ども未来局 子ども家庭課 給付係 054-354-2649